

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年6月7日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（返還決定額358,670円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人はおおむね以下の理由により、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

なぜ多額になるまで放置状態だったのか？ 保護を受けた当初から毎年通帳をコピーし提出していたので、処分庁は請求人が競馬をやっていることを承知していた。にもかかわらず何の指導や助言、説明もないまま放置状態だったので、この金額になった。

不正受給の意図などない。競馬をやっている事も話していたし、通帳も提出していた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和6年 6月25日	諮問
令和6年10月11日	審議（第93回第4部会）
令和6年11月12日	審議（第94回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている。

(2) 資料の提供等の求め

法29条1項によれば、保護の実施機関等は、保護の決定若しくは実施又は法77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

また、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保

障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

イ 平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-5（答）(2)によれば、法63条に基づく返還額について、原則として保護金品の全額を返還対象とすべきであるが、そうすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、次の範囲の額を返還額から控除して返還額を決定しても差し支えないとされ（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」が挙げられているが、いわゆる浪費した額は自立更生の範囲に含まれないとされている（同・エ）。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(5) 収入認定

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、保護の実施機関は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（括弧内略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、請求人は、保護開始の当初から、重要事項説明書により、収入があった場合には処分庁に収入申告する義務がある旨の説明を受け、競馬による収入についても、その都度申告する義務があることを伝えられていた。

そして、請求人が収入申告した際に提出した通帳の写しには、J R Aからの複数の入金があり、また、処分庁が法29条による調査をしたところ、申告口座にJ R Aからの複数の入金を確認されたことが認められる。

そこで、処分庁は、1回の入金ごとに最低購入費100円を必要経費として認定し、また、各月8,000円を上限とした控除を行い、申告口座の入金494,840円から必要経費等136,170円を控除した358,670円の返還を求める旨の本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求めるものであること（1・(4)・ア）、保険金その他の臨時的収入については、当該収入額から必要経費を控除した額が8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定するとされていること（同・(5)）からすれば、競馬による払戻金についての処分庁の上記判断は上記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。

処分庁は、申告収入について1回の入金ごとに最低購入費100円を必要経費として認定したことが認められるが、的中した馬券の購入費用は、払戻金を得るのに不可欠の費用といえるから、必要最小限の実費に当たると解すべきところ、競馬法に基づく馬券の券面額は少なくとも10円又は100円以上であること、請求人が購入した的中馬券の購入費用についての確な証拠はないことから、的中馬券1つ当たりの購入費用を少なくとも100円と仮定した判断は合理的である。また、処分庁は、収入を得ることのなかったJ R Aへの支出（以下「外れ馬券購入費」という。）は必要経費として認定しなかったことが認められる。この点、具体的な購入費用を裏付ける資料はなく、外れ馬券はあくまで遊興費として費消したものであると認めるべきであることから、外れ馬券購入費を必要経費として認めず申告収入から控除しなかった判断に不合理な点があるとはいえない。

また、馬券の購入は浪費に当たるから、競馬による収入について自立更生免除を行わなかった処分庁の判断も適切なものである（1・(4)・イ）。

さらに、返還金額の算定に当たっても違算は認められない（別紙返

還金額算定表参照)。

(3) 以上によれば、本件処分は、法令等の規定に則った適正なものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、処分庁から何の指導や助言、説明もなく放置状態だったとして、返還金額に不服を述べるとともに、不正受給の意図などなかった旨主張する。

しかし、請求人は、収入について法61条の規定に基づき届出を行う義務がある旨の重要事項の説明を受け、担当職員から競馬の収入についても収入申告する義務がある旨の説明を複数回受けている。

それにもかかわらず、請求人は競馬による収入があった時にその都度処分庁に申告していなかったのであるから、本件処分を行うまでに時間を要したために返還金額が増えたとしても、本件処分の取消理由とすることはできないというべきである。

また、法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求めるものであり(1・(4)・ア)、申告口座に係る返還金額決定処分については不正に受給しようとする意思があったことは要件とはされておらず、本件処分は請求人に不正受給の意図があったか否かを問題としていない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙(略)